

平成28年度
ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する
社会実験 第Ⅱ期公募要領

平成28年9月
国土交通省
国土技術政策総合研究所

目 次

I. 背景・目的	1
II. 実施内容	1
1. 実施概要	
2. 実施スキーム	
3. 施行区分及び費用負担	
4. 実施期間	
III. 参加要件、申請書類、選定	4
1. 参加要件	
2. 申請書類	
3. 申請書類に関する留意事項	
4. 実験参加者の選定	
IV. 応募申請手続き等	7
1. 募集期間	
2. 通知	
V. その他	7
1. 参加検討に際しての資料開示について	
2. 参加可能な車両台数について	
3. 車載器準備支援について	
VI. 提出先、お問い合わせ先	8

<添付書類>

別添 1	『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』第Ⅱ期参加規約
別添 2	『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針
別添 3	『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』第Ⅱ期公募における申請書類
別添 4	『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』への参加承諾の取得対象

I. 背景・目的

国土交通省では、「道路を賢く使う取組」を推進しており、「日本再興戦略」においても「ビッグデータの活用とともに科学的な分析に基づく集中的な対策による渋滞ボトルネックや潜在的な交通事故危険箇所の解消等により道路ネットワーク全体としてその機能を時間的・空間的に最大限に発揮させる」ことが示されています。

この道路を賢く使う取組の一つとして、IT 新技術を活用し、ユーザの協力も得ながら、生産性の高い賢い運行管理の実現を目指しており、その一環として、ETC2.0 車載器^{※1}を搭載した車両の運行管理を行う事業者等に走行位置やブレーキ等の情報を提供することにより、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援する「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の導入検討を進めています。

国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）では、この「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の検討の一環として、車両の運行管理を行う事業者等による運行管理の効率化やドライバーの安全確保等のサービスの有効性・実現可能性・社会的な効果を分析・評価し、円滑な施策展開に資することを目的に社会実験を実施しております。この度、より一層多様な参加者及び提案を取り入れるため、社会実験参加者の第Ⅱ期公募をいたします。

※1 ETC2.0 車載器：「単独で動作する ETC2.0 車載器」と「ETC2.0 対応カーナビと連動する ETC2.0 車載器」の両方を含みます。

II. 実施内容

1. 実施概要

ETC2.0 では、走行位置やブレーキ等の情報（以下、「プローブ情報」という。）を収集しています。国総研では、ETC2.0 車載器を搭載した車両の運行管理を行う事業者等にこのプローブ情報を提供することで、当該事業者等の運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援する検討を進めています。

本検討に実証的に取り組むため、ETC2.0 車載器を登録した特定車両のプローブ情報（以下、「特定プローブ情報」という。）を活用して運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を実施し、「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の有効性・実現可能性・社会的な効果に関する分析・評価にご協力いただける実験参加者を募集します。



図1 「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の概要（イメージ）

2. 実施スキーム

実験参加者は、車両の運行管理を行う事業者とその事業者の目的に応じて情報提供サービスを構築するサービス提供者の組合せを基本とします。(車両の運行管理を行う事業者が自らサービス提供者となる場合も想定しています。)

実験参加者は、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を行う車両に ETC2.0 車載器を搭載するとともに、国総研に当該車両の ETC2.0 車載器に関する情報を登録していただきます。

登録を完了した ETC2.0 車載器から、走行時に、道路管理者^{※2}が管理する DSRC 路側無線機により、特定プローブ情報が収集されます。この収集された特定プローブ情報を国総研でサービス提供者別に仕分けし配信します。

サービス提供者は、配信された特定プローブ情報を車両の運行管理を行う事業者単位に仕分けした上で活用し、当該事業者の目的に応じて情報提供サービスを構築し、当該事業者提供します。また、車両の運行管理を行う事業者は、サービス提供者の情報提供サービス内容に応じて、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等に活用していただきます。

国総研では、実験参加者の協力のもと、「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の有効性・実現可能性・社会的な効果に関する分析・評価を実施します。

なお、車両の運行管理を行う事業者によっては、拠点周辺の特定プローブ情報や車両の入出情報の収集が必要な場合も想定されることから、実験参加者において、任意で拠点用路側機(あるいは通過情報取得用路側機)を設置し、拠点周辺の情報を統合する仕組みの構築も行えます。

※2 ここでは、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社を言います。

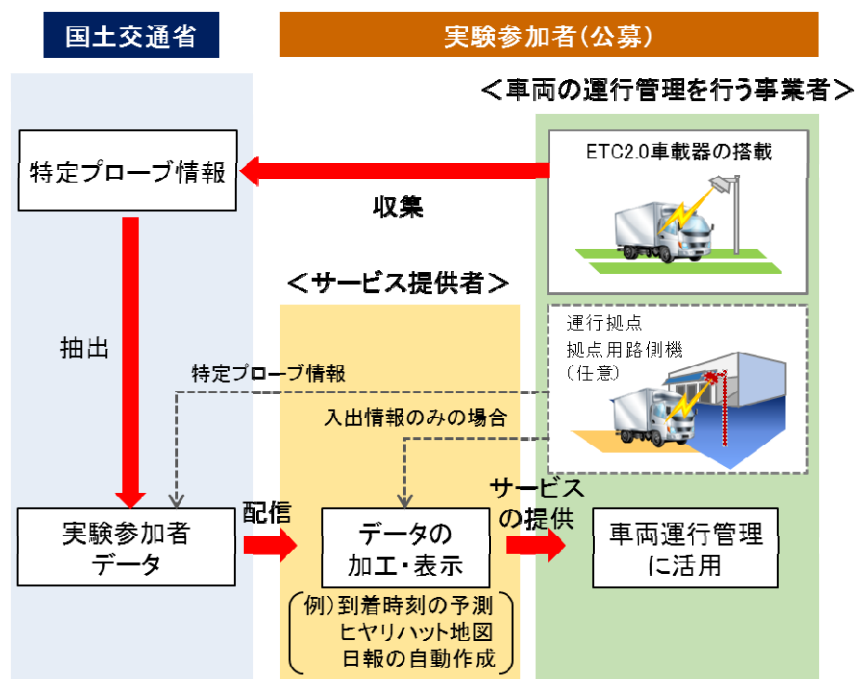


図2 実験スキーム (イメージ)

3. 施行区分及び費用負担

本社会実験は、実験参加者の協力のもと、国総研が実施します。

社会実験における国総研と実験参加者の施行区分及び費用負担は以下の区分に基づくものとします。

施行区分	想定される費用	費用負担区分		
		国総研	実験参加者 ^{※6}	
			サービス提供者	車両の運行管理を行う事業者
ETC2.0 車載器の搭載	車載器購入費、セットアップ費、車載器設置費等 ^{※3}	—	—	○
特定プローブ情報の仕分け用 ID の設定	特定プローブ情報の仕分け用 ID の設定に要する費用	○	—	—
特定プローブ情報の仕分け、配信	特定プローブ情報を実験参加者に提供するシステム（以下、特定プローブ情報中継システム）の調達費、電気代等	○	—	—
特定プローブ情報の受信	特定プローブ情報中継システムと接続するインターネット回線の経費、電気代等	—	○	—
特定プローブ情報の加工・表示	特定プローブ情報を加工しサービスを生成するシステムの構築費・サービスの開発費、電気代等	—	○	—
	情報提供サービスを受けるためのパソコンの調達費、サービス提供者のシステムと接続するインターネット回線の経費、電気代等	—	—	○
拠点用路側機等の利用（任意）	機器購入費、設置・撤去工事費、特定プローブ情報中継システムと接続するインターネット回線の経費、電気代等 ^{※4、※5}	—	○ 事業者間の協議による	
サービスの有効性・実現可能性・社会的効果に関する分析・評価	アンケート調査の実施、サービスの有効性・実現可能性・社会的効果に関する分析・評価等に要する費用	○	—	—
	アンケート調査への協力、サービス内容の有効性の分析・評価等に要する費用	—	○	○

※3 ETC2.0 車載器が使用可能ですが、運行管理を行う上では、起点や終点付近の経路情報も収集可能な「業務支援用 ETC2.0 車載器」^{※7}を推奨します。

※4 設置・撤去工事費には、無線局開設申請費用、無線従事者の確保、電波利用料、電源工事、通信線工事が含まれます。

※5 拠点用路側機は国総研から貸与を受けることが可能です（社会実験の枠組み全体で1台のみ）。国総研から拠点用路側機の貸与を受ける場合には、機器購入費は不要ですが、設置・撤去工事費及び特定プローブ情報中継システムと接続するインターネット回線、電気代等は必要となります。拠点用路側機の仕様については『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局にお問い合わせください。

※6 実験参加者間の費用負担区分は例として示したものであり、当事者間の調整によるものとなります。

※7 「業務支援用 ETC2.0 車載器」とは、「電波ビーコン 5.8GHz 帯発話型 ITS 車載器向けデータ形式仕様書・解説書（（一財）道路新産業開発機構発行）」における「特殊用途用 GPS 付き発話型車載器」を示します。

4. 実施期間

本社会実験の実施期間は、選定結果の通知後（平成28年11月頃を予定）より平成29年9月30日（土）までを予定しています。ただし、平成29年度については、社会実験実施に係る平成29年度予算の成立が前提となります。

Ⅲ. 参加要件、申請書類、選定

1. 参加要件

(1) 実験参加者の条件

本社会実験における参加対象者は、地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者のうち、以下に該当することが必要です。

自らが行う旅客・貨物の運送事業に用いる車両の特定プローブ情報を活用し、運行管理の効率化やドライバーの安全確保、日常業務の効率化等を試行実施する事業者又は事業者グループであること。

また、実験に参加する事業者又は事業者グループは、以下の①又は②の何れかに該当することが必要です。

実験への参加は、①及び②に該当する事業者がグループで参加することを基本とします。①に該当する事業者が単独で実験に参加する場合は、②のサービス提供者としての役割を自ら果たすことが必要です。

②のサービス提供者は①に該当する事業者と一体となって本社会実験に参加することが条件となります。

①車両の運行管理を行う事業者

旅客・貨物の運送等を行う事業者又は事業者グループであること。

（例）貨物自動車運送事業を営し、法令等に基づき運行管理を行っている事業者
自社配送で運行管理の高度化や日常業務の効率化の取組を進めたい事業者
高速バスの運行管理やドライバーの安全確保の取組を進めたい事業者 等

②サービス提供者

「①」に該当する車両の運行管理を行う事業者に対して、特定プローブ情報を活用したサービス提供を実施する事業者であること。

(2) 実験参加者に求められる事項

本社会実験の参加にあたっては、以下に記載した事項を遵守していただくことが条件となります。

- ①実験参加者は、「Ⅱ. 3. 施行区分及び費用負担」における実験参加者の施行区分及び費用負担に基づき、システムの構築及びサービスの生成を含め、社会実験の実施に必要な環境整備を行っていただくことが必要です。
- ②実験参加者は、「ETC2.0 車両運行管理支援サービス」の有効性・実現可能性・社会的な効果に関する分析・評価にご協力いただくことが必要です。
- ③実験参加者は、本公募要領別添1の「『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』第Ⅱ期参加規約」に承諾していただくことが必要です。
- ④実験参加者は、国土交通省における特定プローブ情報の利用及び取り扱いを定めた本公募要領別添2の「『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」に承諾していただくことが必要です。
- ⑤実験参加者は、選定を受けた後、提供するサービスの内容等を変更しようとする場合もしくはサービスを中止しようとする場合は、事前に国総研の承認を受けなければなりません。
- ⑥実験参加者は、実験参加中に特定プローブ情報の配信を受ける前提として、対象車両使用者等から対象車両の特定プローブ情報の利用に関して書面等により承諾を得ることが必要になる場合があります。
- ⑦反社会的勢力との関係を有する場合は社会実験に参加できません。

2. 申請書類（別添3）

1) 実験応募時の申請書類

様式1 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験応募申請書

様式1(別紙1) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験
応募者の概要

様式1(別紙2) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験への参加計画

2) 実験参加決定後の申請書類

様式2 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 車両登録申請書

様式2(別紙) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 車両登録一覧
添付書類1 自動車検査証のコピー

添付書類2 ETC2.0 車載器セットアップ証明書のコピー

添付書類3 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験
車両使用者等の承諾書

(車両の使用者が実験参加者と異なる場合のみ)

様式3 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 車両削除申請書

様式3(別紙) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 車両削除一覧

様式4 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 登録内容変更申請書
様式4 (別紙) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 参加者の登録
情報の変更内容

様式5 ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験 拠点用路側機接続申
請書 (拠点用路側機の利用希望者のみ)

様式5 (別紙) ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験における拠点用
路側機の活用方針

3. 申請書類に関する留意事項

(1) 提出された申請書類に記載漏れなどの不備のある場合は、受付できない場合がありますので、十分ご注意ください。

(2) 申請書類は、本公募要領別添3の「『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』第Ⅱ期公募における申請書類」の様式を用いて、各1部を提出ください。

様式1は、全ての応募者に提出いただきます。また、審査に際し、様式1、様式1 (別紙1)、様式1 (別紙2)以外の資料の提出を求める場合があります。

様式1 (別紙2)では、拠点用路側機の利用意向についても記載いただきます。なお、国総研から貸与可能な拠点用路側機は第Ⅱ期公募の枠組み全体で1台のみです。応募者が多数の場合は、「Ⅲ. 4. 実験参加者の選定」「選定審査のポイント」に基づき選定いたします。通過情報取得用路側機を設置し、拠点に帰着した情報を収集することに関しては、実験参加者において任意で実施いただけますが、応募申請の際、様式1 (別紙2)にそのことを明記してください。同様に、車載器の準備支援(「Ⅴ. 3. 車載器準備支援について」参照)を希望される場合は、その台数や予定する車載器のメーカー名、型番等を様式1 (別紙2)に記載ください。なお、希望通りの準備支援が行えない場合があります。

様式2～4は、社会実験への参加が確定した後、必要に応じて提出してください。

対象車両を登録する際には、様式2添付書類1「自動車検査証のコピー」、添付書類2「ETC2.0車載器セットアップ証明書のコピー」等を提出していただきます。

様式2添付書類3「ETC2.0車両運行管理支援サービスに関する車両使用者等の承諾書」は、登録する車両の自動車検査証上の使用者が実験参加者と異なる場合及び実験参加者が他者に貸与している車両を登録する場合に提出していただきます。参加承諾の取得対象に関する考え方については、本公募要領別添4の「『ETC2.0車両運行管理支援サービスに関する社会実験』への参加承諾の取得対象」を参考にしてください。

様式5は、社会実験への参加が確定した後、拠点用路側機を国総研から借用して設置し、拠点周辺の情報を収集することを希望する場合に提出してください。

(3) 審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則できませんのでご了承ください。

(4) 選定に係る審査は、提出された申請書類による書面審査によって行うことを基本とします。したがって、申請書類(添付資料を含むすべての書類)は、実施内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。

4. 実験参加者の選定

提出された申請書類に基づいて、国総研が、審査及び実験参加者の選定を行います。必要に応じ、提出された申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。平成28年度は、最大20者程度を選定する予定です。

<選定審査のポイント>

- ① 現状の課題と特定プローブ情報の活用方法
課題設定や特定プローブ情報の活用が本社会実験の目的等に照らして、適正であるかを確認します。
- ② 都市間の車両運行を行う頻度や高速道路、一般国道（直轄管理区間）を利用する頻度などを確認します。
- ③ その他、申請内容について選定評価の対象とすることがあります。

IV. 応募申請手続き等

1. 募集期間

平成28年9月30日（金）～平成28年10月20日（木）

●応募申請書提出締切：平成28年10月20日（木）17時必着

2. 通知

国総研から応募者への選定結果の通知は、平成28年11月頃を予定しております。なお、選定結果に至った理由については通知いたしません。

V. その他

1. 参加検討に際しての資料開示について

特定プローブ情報の具体内容、あるいは、特定プローブ情報の提供を受けるためのインタフェース仕様などの入手については、「VI. 提出先、お問い合わせ先」に記載の『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局にお問い合わせください。

2. 参加可能な車両台数について

関連するシステムの制約上、特定プローブ情報の提供が可能な車両の台数には上限があります。この上限を考慮し、実験参加者から申請された車両台数に関して、調整させていただく場合があります。

3. 車載器準備支援について

社会実験に登録する車両に対象機種 of ETC2.0 車載器を購入し設置する場合、車載器購入費用の一部に支援を受けることができます。詳しくは、「VI. 提出先、お問い合わせ先」に記載の『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局にお問い合わせください。

VI. 提出先、お問い合わせ先

申請書類の提出先は、『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局となります。

その他、質問・相談等ございましたら、以下の『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局又は国土技術政策総合研究所高度道路交通システム（ITS）研究室までお問い合わせください。

『ETC2.0 車両運行管理支援サービスに関する社会実験』事務局（平成28年度）

一般財団法人 道路新産業開発機構 ITS・新道路創生本部

担当 日高、千田、半田

住所：〒112-0014 東京都文京区関口1丁目23番6号プラザ江戸川橋ビル2階

電話：03-5843-2931 FAX：03-5843-2900

e-mail：unkoukanri@hido.or.jp

電話受付時間 平日9時から17時まで

国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 高度道路交通システム（ITS）研究室

担当 松田、大竹、根岸

住所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

電話：029-864-4496 FAX：029-864-0178

e-mail：itsd@nilim.go.jp

電話受付時間 平日9時から17時まで